

平成 29 年第 4 回 仙台市入札等監視委員会 会議録

【署名】

蘆立川良美

押印掲載  
を省略

1 日時 平成 29 年 11 月 1 日 (水) 14 時 00 分～15 時 48 分

2 開催場所 本庁舎 2 階 第一委員会室

3 出席委員

有川 智 委員長

蘆立 順美 委員

松尾 大 委員

高橋 千佳 委員

水野 由貴 委員

4 説明等のため出席した者の職・氏名

財政局 財政部 契約課長	大泉 新一
財政局 財政部 契約課 主幹兼管理係長	吉田 学
財政局 財政部 契約課 主幹兼工事契約係長	大場 剛典
都市整備局 技術管理室 技術企画係長	佐々木 健雄
水道局 総務部 企画財務課長	永澤 信
水道局 総務部 企画財務課 契約係長	庄司 幸則
水道局 給水部 計画課 技術管理係長	瀬良 利明
水道局 浄水部 施設課長	渡部 和彦
水道局 浄水部 施設課 施設係長	井上 信彦
交通局 総務部 財務課長	中村 喜陽
交通局 総務部 財務課 契約管財係長	菅井 英樹
交通局 鉄道技術部 施設課 主幹兼軌道区長	渡辺 明宣
ガス局 総務部 契約原料課 契約係長	鈴木 貢史
ガス局 製造供給部 建設課長	加藤 弘道
ガス局 製造供給部 建設課 主幹兼建設係長	小滝 英昭

5 会議の経過

【1】開会

【2】議事の経過及び内容

進行： 有川 智 委員長

会議録署名委員： 蘆立 順美 委員

(1) 工事に係る入札及び手続の運用状況について

事務局より、「入札方式別発注工事総括表」(資料 P1)、「入札方式別発注工事一覧表」(資料 P2～21) 及び「指名停止の運用状況一覧表」(資料 P22) に基づき報告。

【質疑応答】

工事契約及び指名停止の状況

論点等	発言者	発言内容
工事契約の状況	事務局	<p>今回の報告は、平成 29 年 4 月 1 日～6 月 30 日に契約した、予定価格 1,000 万円以上の工事案件が対象である。</p> <p>総契約件数は 119 件である。前年同期は 133 件であり、前年からは若干減っている。</p> <p>特例政令適用一般競争入札は対象案件がなかった。</p> <p>制限付き一般競争入札は 103 件で、内訳は市長部局 87 件、水道局 4 件、交通局 1 件、ガス局 11 件である。</p> <p>指名競争入札は 6 件で、内訳は市長部局 5 件、交通局 1 件である。</p> <p>随意契約は 10 件で、内訳は市長部局 6 件、水道局 1 件、交通局 2 件、ガス局 1 件である。</p> <p>(資料 P1～21 参照)</p>
指名停止の状況	事務局	<p>今回の報告に係る期間(平成 29 年 7 月 1 日～9 月 30 日)における指名停止案件は 2 件である。</p> <p>No1 の(株)新日本技研は、「過失による粗雑工事(工事成績不良)」によるもので、本市発注の歩道新設工事において、施工状況、出来形及び出来ばえが共に粗雑であったこと等から、工事成績調書の評価値が 45 点と不良な成績になったものである。内容としては、主任技術者の技術力不足及び設計に対する認識不足等により、U 型側溝が逆勾配に施工されていたこと、集水枠が官民境界を越えて施工されていたこと、及びブロック積の隙間から水が染み出していたこと等を生じさせたもので、指名停止期間を 2 ヶ月とした。</p> <p>尚、有資格業者に対する指名停止に関する要綱実施要領第 3 条工事成績不良の場合の指名停止について、工事成績不良の場合とは工事成績調書の評価値が 64 点以下の場合とされている。今回の評価値 45 点は別表より指名停止</p>

		<p>2 ヶ月に該当する。因みに、工事成績不良のための指名回避は時々あるが、指名停止に該当したのは、平成 20 年以來 9 年ぶりのことである。</p> <p>No2 の(株)東光コンサルタンツは、「談合又は競売入札妨害」によるものである。内容としては、宮崎県高原町発注の「町都市計画マスタープラン策定業務委託」の指名競争入札において、当該業者が同町職員から予定価格などの入札に関する情報を得て落札し、公正な入札を妨害したとして、公契約関係競売入札等妨害容疑で逮捕されたもの。本市の指名停止要綱による指名停止期間の規定に基づき、今回の指名停止期間を平成 29 年 7 月 12 日からの 4 ヶ月とした。</p> <p>その後、本件において該当者が不起訴処分となったことが判明したことを受けて、平成 29 年 7 月 20 日に指名停止を解除した。</p> <p>(資料 P22 参照)</p>
指名停止解除事由としての不起訴処分について	委員	<p>No2 の案件で、指名停止解除の事由が不起訴処分とのことだが、この連絡が当該業者からあった際に、不起訴の事由についての聴取内容（不起訴認定の違いなど）によっては、制度に基づいて指名停止解除の判断が変わることもあるのか。</p>
	事務局	<p>判断が変わることはない。本市の指名停止に関する要綱第 5 条において、（不起訴処分など）指名停止に係る事由につき責めを負わないことが明らかになったと認めるときは指名停止を解除することとされている。</p>

## (2) 事案の抽出及び審議事案の選定について

- 1) 事務局より、今回審議対象となる事案の内、松尾委員が事前に抽出した「入札方式別発注工事 抽出事案」10 件を報告（詳細は資料 P23 参照。）。
- 2) 委員会協議により、1)の 10 件のうち本日審議する事案として以下の 6 事案を選定。

### 【選定事案】

#### ◆制限付き一般競争入札

- ① 仙台市立錦ヶ丘中学校外構及び校庭整備工事（松尾委員抽出）
- ③ 仙台市立川平小学校照明設備改修工事（松尾委員抽出）
- ⑤ 中田中央公園庭球場改修工事（松尾委員抽出）
- ⑥ 水施建施 第 29-6 号 鈎取山配水所 2 号配水池外面改良工事(高橋委員抽出)
- ⑧ 吉成一丁目 12 番地外ガス低圧支管入替工事（水野委員抽出）

#### ◆指名競争入札

- ⑨ 平成 29 年度泉区管内外取付管改築工事（蘆立委員抽出）

(3) 抽出事案の審議

【質疑応答】

「①仙台市立錦ヶ丘中学校外構及び校庭整備工事」 について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>本工事は、錦ヶ丘中学校外構及び校庭の整備工事である。工事概要としては、外構及び校庭敷地の造成工事、法面工事、舗装工事などである。</p> <p>入札方式は、制限付き一般競争入札で総合評価方式簡易型 I 型とした。</p> <p>工事の履行能力を確認するため、工事の内容を踏まえて、入札参加資格として、地域要件（仙台市内に営業所を有すること）、格付評点（土木工事の格付評点が 900 点以上）、施工実績、配置技術者の要件等についての資格を設定した。</p> <p>この案件については、平成 29 年 2 月 2 日に制限付き一般競争入札（総合評価 簡易型 I 型適用）で「仙台市内に本店を有する者」を条件として公告したが応募者が無かったため中止となった。今回は、2 回目の公告で「市内に営業所を有する者」に条件を緩和して入札参加者を募った。</p> <p>入札参加申請者は 10 社で、10 社による電子入札を行い書類不備により無効となった 1 社を除く 9 社で開札を行った。その結果、総額判断基準価格を下回る入札が 4 社あったが、失格基準価格を下回る入札はなかった。総合評価の評価値が最も高い(株)広瀬組を落札候補者し、総合評価委員会において、落札候補者が提出した技術資料等の審査の結果、同社を落札者と決定した。</p> <p>尚、入札金額では宮城建設工業(株)の方が低かったが、総合評価により逆転したものである。</p> <p>(詳細は資料 P24～27 及び P58 参照)</p>
入札参加資格の緩和について	委員	1 回目の公告では参加資格が、市内に本店を有する者で、2 回目となる今回は市内営業所に条件が緩和された訳だが、今回の入札では市内本店は何社あったのか。
	事務局	市内本店は 6 社である。
	委員	今回は市内に本店を持つ入札参加者が 6 社あったとのことだが、前回応募がなかったのは年度末など何か事情があったのことだったのか。
	事務局	<p>詳細は直接確認していないため正確には判りかねるが、前回の発注時期が 2 月という事で年度末工期の工事が集中してしまうため、技術者の確保等が難しかったのではないかと推察している。今回は新年度になってからの発注であるため、前年度末までの工事が終了したことで、担当する技術者の目処が付いたのかも知れない。</p> <p>2 回目の公告では、再度入札参加者が極めて少なくなるリスクの回避を検討せざるを得ない。その手段として、地元の業者にも配慮した上で条件の緩</p>

		和を行っており、他の工事も同様の取扱いを行なっている。
	委員	今回は結果として、仙台市内に本店を有する入札参加業者が十分に確保できて本来想定していた結果になったということか。
	事務局	その通りである。
低調な期末の入札参加状況について	委員	2月、3月の年度末工事案件では、本事案に見られた入札参加者が全くないなど極端に参加状況が少なくなる傾向なのか。
	事務局	近年、特に東日本大震災以降はご指摘の傾向がある。特に、土木関連工事に多く見られる傾向で、仙台市以外ではまだ復興工事が多く行なわれていることもあり、技術者の確保が難しい等によって発生しているのではないかと考えている。
工事成績調書の評価値が影響する評価点について	委員	本案件のことではないが、先般事務局から指名停止の運用状況で説明のあった指名停止に直結する工事成績調書の評価値は、総合評価調書の評価項目「ア過去4年間における工事成績評定点」に影響する数値ということで良いか。
	事務局	ご指摘通り影響する。但し、過去4年間の工事が評価の対象となるため今回の案件は、来年度以降4年間の工事成績評定点に反映されるものである。
	委員	格付評点についても工事成績調書の評価値は反映されるのか。
	事務局	格付評点では、工事成績の平均が高い、若しくは低いことにより、評点に反映される仕組みとなっている（平均74点以上が加点、平均64点未満が減点となる。）。仙台市の格付評点は、国の基準による評点に本市独自の主観点基準を加味した評点となっており、その中で評価値が反映される。
	委員	格付評点に工事成績調書の評価値が反映されるのは何年間か。
	事務局	総合評価調書の評価項目と同じ過去の工事の4年間である。
若手又は女性技術者配置状況の評価項目について	委員	総合評価調書の評価項目「シ若手又は女性技術者の配置状況」における評価基準、特に人数や年齢について教えて欲しい。また、資料P39の調書にはこの項目がないがその違いは何か。
	事務局	加点対象とされるのは、人数ではなく当該工事への条件に沿った技術者の配置であり、若手の年齢とは公告日において満40歳以下である。 また、調書間の評価項目の違いは平成29年4月1日を以って評価項目が追加となったものである。
調書の評価点の配点について	委員	評価点の配点について、時折説明に違いが生じるのは何故か。
	事務局	評価点の計算は、評価項目ごとの基本となる得点を、決められた加重度により調整配分することで、総合評価調書の評価点としているため、得点として説明するときと、評価点として説明するときで違いが生じる場合があるためである。

「③仙台市立川平小学校照明設備改修工事」 について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>本工事は、川平小学校の照明設備の改修を行う電気設備工事である。工事概要としては、校舎内の照明設備の更新及び教室の照明器具の増灯を行う照明設備改修工事である。</p> <p>入札方式は、予定価格から制限付き一般競争入札とした。</p> <p>工事の履行能力を確認するため、工事の内容を踏まえて、入札参加資格として、地域要件（仙台市内に本店を有すること）、格付評点（電気設備工事の格付評点が 650 点以上）、配置技術者の要件等についての資格を設定した。</p> <p>入札参加申請者は 35 社で、35 社による電子入札を行ったが、総額基準価格を下回った入札が 34 社、うち失格基準価格を下回った入札は 4 社だった。残る 31 社の中で最低価格であった(株)大雄電工を落札者と決定した。</p> <p>（詳細は資料 P31～35 及び P60 参照）</p>
総合判断基準価格を下回る業者が多い理由及び入札参加者数と工事内容の関係について	委員	総額判断基準価格を下回る業者が多いのは何故か。
	事務局	入札参加者が多数いることが考えられる案件であるため価格競争原理が激しく働き、落札を見据えて各業者がぎりぎりの価格見積りをした結果だと思われる。
	委員	工事内容が照明器具の更新や増灯を行う設備改修工事で、比較的単純なために入札参加者が多かったのか。
	事務局	ご指摘の通りである。工事内容が難しくないため施工実績は求めず格付評点だけとしており、多くの業者が参入しやすかったと考えられる。最近の傾向として、単純な電気工事は参入業者が多くなっている。資料 P4 にある向山小学校の工事も同様の工事であるため、本案件と同じ条件としたところ、入札参加者が多い状況となっている。

「⑤中田中央公園庭球場改修工事」 について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>本工事は、中田中央公園の庭球場の改修工事である。工事概要としては、既存の人工芝を撤去し、新たな人工芝に張替える工事である。</p> <p>入札方式は、予定価格から制限付き一般競争入札とした。</p> <p>工事の履行能力を確認するため、工事の内容を踏まえて、入札参加資格として、地域要件（仙台市内に営業所を有すること）、格付評点（土木工事の格付評点が 650 点以上）、施工実績、配置技術者の要件等についての資格を設定した。</p> <p>入札参加申請者は 20 社で、20 社による郵便入札を行い、総合判断基準価格を下回った入札が 18 社、うち 13 社が失格基準価格を下回った。残る 7 社の中で最低価格であった福田道路(株)東北支店を落札者と決定した。</p>

		(詳細は資料 P40～43 及び P62 参照)
入札価格が基準価格を下回る価格帯に集中した理由について	委員	本工事は、比較的入札参加者が多く、総合判断基準価格以下の極めて狭い幅の価格帯に入札価格が集中している。これは積算が容易な工事であったためか。
	事務局	その通りである。工事内容が人工芝の張替えだけであり、積算は容易な案件であった。
	委員	一般管理費で失格判断基準価格を下回る入札が多かったのは、この費目以外では差が付き難かったためか。
	事務局	一般管理費は、各企業が自社の利益幅の中で調整可能な費目であることによるものと推測できるが、削り過ぎた結果失格したと思われる。
積算を容易にするシステムの有無について	委員	入札価格に差が殆ど生じないのは、積算を容易にするような市販の汎用システムが普及しているためでもあるのか。
	事務局	人工芝の張替えに関しては積算資料にはないため、発注にあたり業者から参考見積を徴取し予定価格を定めているものである。 予定価格から逆算することによる積算が容易なために各社の入札価格に違いが少なかったのだと考えている。但し、失格者が多いのは費目毎に全ての基準を達成するのは難しかったという証左でもある。
予定価格と入札価格の格差について	委員	入札金額が低く集中していると、予定価格が適正な水準かどうかという疑問が残る。実際の入札価格との間に格差が生じるのは止むを得ないのか。
	事務局	予定価格の算定にあたり、直接工事費の部分について業者から参考見積を徴取し、経費である現場管理費や一般管理費は、公共の基準から一定の割合で算出されるものである。 国の基準に基づいて各費目を算出するにあたり、純工事費を基にして経費が決められ、予定価格が自動的に決る仕組みである。
低い落札価格の影響について	委員	落札価格が低価格で決まったことで工事業者及び現場作業員がやる気を失い、粗雑工事を招く懸念はないのか。
	事務局	予定価格は決められた積算方法によって算出されるが、過去には各市町村ごとに、その積算価格より低い価格で発注することがあった。そういった事は事業者の不利益を招くこととなるため国等からそういったことは行わないよう指導があり、現在は、一定の競争原理を働かせながらも入札参加業者の不利益を招くような点を排除した積算方法になっている。また、低入札価格や失格基準価格等を定めて、その金額以下では不良不適格業者がいるだろうという事で、上限下限のなかで競争を行なっているものである。
入札参加資格の緩和について	委員	入札参加資格が、仙台市内に営業所を有する者としたことで、20社もの入札参加者があった。これは、市内に本店を有する者だけでは難しい点があり参加条件を緩和する必要性が高い工事と判断したためか。



	事務局	予定価格を決める際に参考見積を徴取した業者は、人工芝の敷設という特殊性もあり、市内に営業所を有する業者のみであった。参考見積に協力した業者が参入可能な入札参加資格としたものである。
	委員	参考見積徴取業者を決める基準とはどのようなものか。
	事務局	入札参加条件を考慮しながら、実際に工事の施工が可能な業者を選定している。その中でも可能な限り仙台市内及び地元の業者を優先する配慮はしている。
	委員	本工事は、仙台市内に本店を有する業者では難しい案件だったのか。
	事務局	仙台市内には人工芝を作っている業者はなく、人工芝の張替えの施工実績のある業者は市外の運動施設業者や舗装業者が殆どである。 実際の工事では、市内に本店のある業者が受注しても、市外の業者を下請けとして利用することで工事は可能である。本工事は、庭球場の人工芝の張替えであり、市内に本店のある業者に加えて、工事实績や専門性も考慮して参加資格を緩和したものである。勿論、市内に本店のある業者の参加が可能とした上での条件の緩和であり、地元企業には十分配慮している。
	委員	確認になるが、市内に本店を有する地元業者のみでこの工事を完成することは可能だったのか。
	事務局	市内に本店を有する業者一社のみでは完成は困難であるが、本案件は入札参加内容が土木工事一式であり、地元以外を含む下請業者を活用しての施工は可能である。
参考見積徴取の根拠基準について	委員	参考見積徴取業者の決定方法は何処に規定されているのか。
	事務局	「工事等に係る参考見積徴取基準」において規定している。通常は、信頼性の高い参考見積を徴取するために、同種の工事案件について確かな工事实績を有する業者に見積りを依頼しているものである。

#### 「⑥水施設 第 29-6 号 鉤取山配水所 2 号配水池外面改良工事」 について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>本工事は、鉤取山配水所 2 号配水池の円形タンクの外面を改修する鉄骨・鉄筋コンクリート建築工事である。工事概要は、経年劣化による屋上防水の機能低下及び外壁へのクラック、また施設点検用のタラップや階段に腐食が見られ危険であることから施設保全のための改修工事である。</p> <p>入札方式は、制限付き一般競争入札で総合評価方式簡易型 I 型とした。</p> <p>工事の履行能力を確認するため、工事の内容を踏まえて、入札参加資格として、地域要件（仙台市内に本店を有すること）、格付評点（鉄筋・鉄骨コンクリート建築工事の格付評点が 750 点以上）、施工実績、配置技術者の要件等についての資格を設定した。</p>

		<p>入札参加申請者は 4 社で、4 社による電子入札を行い、4 社すべてが総額判断基準価格を下回り、うち 2 社が失格基準価格をも下回った。残る 2 社の中で総合評価の評価値が最も高い(株)榊田組を落札候補者とし、技術事項審査委員会において、落札候補者が提出した技術資料等の審査により、同社を落札者と決定した。</p> <p>(詳細は資料 P44～47 及び P63 参照)</p>
入札価格の逆転に至る総合評価の割合について	委員	総合評価により、入札価格が高い方の業者が落札しているが、入札価格が逆転して落札に至るケースはどれ位あるのか。
	事務局	<p>入札価格の差が大きくない時には、評価点の差が大きく影響するため、落札価格の逆転が起きている。</p> <p>本庁案件の例では、平成 23 年以降からの過去 6 年間で平均すると土木が 20%弱、建築で 35%、機械で 15%、電気で 30%であり、全体では 25%程度の割合となっている。</p>
	委員	総合評価は有効に機能していると考えて良いか。
	事務局	その通りである。
	委員	総合評価調書の項目「コ 過去 2 ヶ年度における東北地方工事安全施工推進大会 (SAFETY) 優良企業表彰歴」が追加されてから本委員会の資料では評価点が入った企業を見たことがない。実際にどれ位あるものなのか。
	事務局	市からの推薦では、年間 3～5 件程度が表彰されている。
	委員	過去 2 ヶ年度が対象とあるが、1 回表彰されても 2 年が経過すると評価から外れるということか。
	事務局	その通りである。
	委員	この評価項目は、技術者のモチベーションの向上を意図して設けられたものだと思うが、2 年間で評価点が消失し且つ、評価の点数自体も低いのでは企業側の積極的な取組みを喚起できないのではないか。企業側からの反応についてどう捉えているのか。
事務局	<p>この項目は、市の工事で優良な成績の高いレベルの工事实績を上げた企業のみが推薦を受けて東北地方整備局より表彰されるものである。表彰の対象となる企業数も少ないため、そういった面での価値は高く、表彰を受けた企業側技術者のモチベーション向上にはなると考えている。</p> <p>また、総合評価において総合力の高い企業間では差が付き難くなってきており、最近の傾向では特に配置予定技術者の能力でどれだけ点数を取れるかが、落札結果に差をもたらすことに繋がっていると、企業側も強く意識しているものと思われる。</p>	

「⑧吉成一丁目12番地外ガス低圧支管入替工事」 について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>本工事は、吉成一丁目地区における、経年により老朽化した低圧支管の入替工事である。</p> <p>入札方式は、制限付き一般競争入札とした。</p> <p>工事の履行能力を確認するため、工事の内容を踏まえて、入札参加資格として、地域要件（仙台市内に営業所を有すること）、格付評点（土木工事又は給排水衛生冷暖房工事の格付評点が 650 点以上）、本市ガス工事人規程に規定する第一種工事人の公認を受けていること、施工実績、配置技術者の要件等についての資格を設定した。</p> <p>入札参加申請者は 4 社で、4 社による電子入札を行い、最低価格の仙台ガス水道工業(株)が落札した。</p> <p>（詳細は資料 P51～53 及び P65 参照）</p>
入札参加資格と工事対応状況との関係性について	委員	これはガス管の入替工事ということだが、同種の工事では入札参加者が 4 社程度というのが多い。入札参加資格を満たす業者は何社あるのか。
	事務局	入札参加資格である第一種工事人の公認を受けている業者は 9 社である。
	委員	この工事は積算が容易な部類の工事なのか。
	事務局	<p>第一種工事人に該当する 9 社の枠内での入札となることから各業者は積算機会が多く慣れてきており、そういった意味では積算がしやすいと言える。</p> <p>また、積算が容易な舗装工事が含まれることが多く、入札金額の差が小さくなっていると思われる。</p>
	委員	資料 P13 に掲載しているガス管工事は、全て第一種工事人の資格が必要な工事なのか。
	事務局	概ねその通りである。
	委員	この種の工事は全て第一種工事人資格を持つ 9 社が参加するのか。
	事務局	概ねその通りである。
	委員	実状は、資格保有業者 9 社が万遍なく落札しているのか。若しくは、落札業者が特定の業者に集中する傾向があるのか。
事務局	特定の業者に偏ってはならず、落札者は分散している。	
高い落札率について	委員	資料 P13 にある工事の落札率は、全て 97～98%台の高い落札率となっているが、これは同種工事では同じ傾向にあると言えるのか。
	事務局	落札率が比較的高くなるのは全体的な傾向である。
第一種工事人資格について	委員	第一種工事人とはどのような資格なのか。
	事務局	<p>本市が公認するガス工事人資格には 4 種類あり、大きく分けて道路に埋設する比較的大きなガス管の工事を扱うものと、敷地内や建物内部の比較的小さい工事を扱うものに分けられる。一般に道路に埋設されているガス管の工事をする場合には第一種工事人の領域となっている。</p>

施行難易度による入札参加への影響について	委員	資料 P13 の工事間で入札参加者数は異なっているが、施工難易度に違いはあるのか。業者は地域なども考慮しているのか。
	事務局	入替工事とあるものは同じレベルである。中圧管とあるのは「鋼管工事人」が行うものであり比較的難しい工事となる。業者としては規模や雇用している技術者数などを考慮しているものと思われる。
入札参加資格による発注工事への影響について	委員	本案件のような工事では、入札参加資格のある者が 9 社に限定されるが、年度毎の発注工事を資格のある業者数から逆算して決めることはないのか。
	事務局	毎年度の予算によって決まる部分があり、また他に事業主体があるため、こちらで予定を決められないものもある。業者数から逆算するという事はない。
入札参加資格の緩和について	委員	この種の工事は、工事価格が大きな工事でもあり、工期が長く設定されている。入札参加資格者が 9 社という現状では、工事の重複などで入札参加業者が限定され競争原理が働き難くなると思う。それにより、一般競争入札ではあるが、実質的に指名競争入札に近くなるのではないかと危惧する。 「市内営業所」を要件としているが、何らかの入札参加資格緩和の方策はないのか。
	事務局	ガス事業は極めて特異な分野の事業であり、ガス事業者が認定した工事業者以外が工事を行うことは禁じられ、本市でも、入札に参加できる業者は、ガス局が安全性確保等の観点から認定した業者のみである。資格の認定にあたっては、申請に基づき技術者の配置や設備等を審査する。本市としては、毎年募集をし間口を広くしつつも実際の新規申請はなく、今のところ 9 社というのが実情である。
将来に向けての老朽化対策について	委員	将来予測として、老朽化の進展に伴い同種工事が必要となる度合いは見通せているのか。現状の資格を持つ業者のみで十分対応可能なものか心配である。どう予測しているのか。
	事務局	老朽化は経年のみによるものでもない。土質条件やガス漏れ実績など、種々の観点からリスク評価を行い、優先順位を決めて計画的に対策を進めているところである。

「⑨平成 29 年度泉区管内外取付管改築工事」 について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	本工事は、取付管破損箇所の改築工事である。工事概要としては、汚水管、取付管及び公共柵の老朽化に伴う破損箇所の改築を行うものである。汚水管の破損個所の修理であり、年間を通して対応が必要となるもので、作業環境面から不人気の案件である。 入札方式は、何時破損箇所が発生しても迅速な対応を要求される案件なため、早期の契約が必要であることから指名競争入札とした。

		<p>指名業者の選定にあたっては、技術的な水準及び過去の実績等を勘案した上で、本市契約業者指名基準に基づき、仙台市内に本店又は営業所のある土木事業者の中から 8 社を選定した。</p> <p>指名業者 8 社のうち 7 社から辞退があり、電子入札の結果、(株)曲小小倉工務店宮城支店が予定価格と同額で落札した。</p> <p>(詳細は資料 P54～55 及び P66 参照)</p>
<p>想定工事箇所数の変動に伴う対応について</p>	委員	資料 P54、工事概要欄の N=25 箇所、N=10 箇所は、1 年間に想定される各々の工事箇所数ということか。
	事務局	その通りである。
	委員	工事箇所数が想定数と乖離した場合にも契約した金額は変わらないのか。
	事務局	本契約自体はあくまで総額で行うため変わらないが、工事箇所数の変動には変更契約で対応する。
	委員	変更契約を行う場合には、実際の工事箇所数に合せたものになるのか。
事務局	実態に即した変更契約を行う。結果として、本契約の金額から支払金額が増減することがある。	
<p>同種工事の指名対象業者数について</p>	委員	資料 P14 に同種の工事が 4 件あるが、指名競争入札で入札者数は全て 8 社しかない。指名業者は 8 社に限定されるということか。また、指名業者数を増やすことは難しい状況なのか。
	事務局	指名業者は、契約業者指名基準に基づいて 8 社を決めているが、不調になれば前回指名した業者以外の業者を指名することとなる。指名業者数については、指名基準を前提としているため、基準を満たすことを優先して行っている。
	委員	現時点で契約業者指名基準を満たす業者は 8 社しかないということの良いのか。
	事務局	<p>基準を満たす業者は 8 社よりも多い。8 社とは指名基準に基づいて 1 回に指名している業者数である。</p> <p>本市発注の同種の工事は同時並行的に複数必要であるため、各々の工事に違う業者を指名している。実際に対応可能な業者は相当数あり業者がいないわけではない。</p>
<p>不人気対策としての契約期間短縮について</p>	委員	本件のような工事が極めて不人気であることが判った。その状況に対応するために、契約期間を 1 年から半年に短縮することで不人気を克服できる可能性はないか。
	事務局	<p>年度当初であれば、業者にも余裕があると考えられるが、年度途中からとなると他の工事を請け負っていることも考えられ、契約を引き受ける業者を探すことは難しくなると思われる。何らかの工夫を考える必要はあると思うが、状況を見て考えていくしかないのが現状である。</p>

## 6 その他

### (1) 委員会資料の抽出事案説明書様式の記載方法の変更について

現在の記載方法は、入札公告時の参加条件をそのまま記載しているが、入札参加資格欄の記載内容が多く見難い。これを改善するため、参加条件の定例的なものは別紙にまとめて記載し、各案件の個別条件のみを記載することで見易くするもの。

この件について、各委員に伺い同意を得られたので、次回から実施する。

### (2) 本委員会の委員任期について

本年末に2年の任期が終了するが、松尾委員の本任期での終了を報告した。

### (3) 今後の予定について

事務局から各委員に次のとおり依頼及び通知した。

- ① 次回の抽出委員は高橋委員に依頼する。
- ② 次回の委員会の日程は、平成30年1月下旬の開催予定である。

## 7 閉会